令和8年度 大阪府鳥獣保護区等位置図

令和八年九月

狩猟者のみなさんへ

- ●狩猟者登録証を携帯し、狩猟者記章を衣服又は帽子の見やすい場所に着用してください
- ●狩猟者登録証は、3月15日までに必ず返納しましょう
 （但し、イノシシまたはニホンジカの狩猟については、4月15日までに）

鳥獣保護区特別保護地区

1	箕面勝尾寺

鳥獣保護区

①	箕面勝尾寺
②	生駒山
③	金剛山麓
④	天野山
⑤	岩湧山
⑥	槇尾山
⑦	葛城牛滝
⑧	犬鳴山
⑨	妙見山
⑩	地蔵寺
⑪	紀泉高原
⑫	交野
⑬	和泉葛城山ブナ林
⑭	滝畑
⑮	淀川
⑯	男里川河口
⑰	枚方
⑱	四條畷

特定猟具使用禁止区域（銃器）

1	宿野
2	宿野北
3	能勢・山辺
4	能勢町市街地
5	平野
6	ときわ台東ときわ台北風台
7	新光風台
8	止々呂美
9	希望ヶ丘
10	茨木北
11	上音羽
12	清溪見台
13	石河・清水
14	茨箕面田原
15	池高槻南本中
16	高槻中田津方
17	槻南本中田津方
18	島豊吹真野
19	摂枚寝屋川暖東
20	門交四條阪尾
21	大東大阪尾
22	八柏原市
23	堺大阪狭
24	富田子
25	石河川南区
26	平石地部区
27	河中南西
28	中地区
29	さくら坂・河内地区
30	千早赤阪北
31	河内長野北仏石
32	石高津町
33	泉大津町泉
34	忠岡町
35	和岸和田山塚
36	貝塚市立少年自然の家
37	千石七山野取
38	泉佐野取中取尻
39	泉佐野熊取
40	熊取
41	熊田尻南河口
42	泉堀河口
43	男里川河口
44	阪南市
45	大阪湾
46	泉佐野中
47	泉南市農業公園
48	岬町
49	彩都西部
50	岬町多奈川谷川自然公園
51	彩都中部
52	富田林伏見堂
53	藤井寺市
54	羽曳野市
55	松原市
56	守口市
57	大阪市

大阪府における狩猟に関する規制について

※規制や緩和は、都道府県によってその内容が異なります。

下記の内容には大阪府独自のものも含まれています。また、他の都道府県で独自に規制等が定められている場合もありますので、狩猟を行う場合は、事前に確認のうえ狩猟を行ってください。

1. 狩猟鳥獣

対象狩猟鳥獣	46種（鳥類26種、獣類20種） ［令和４年度からゴイサギ、バン指定解除］

2. 狩猟期間

捕獲しようとする鳥獣	期間
イノシシ	11月15日～3月15日
ニホンジカ	11月15日～3月15日
上記以外の狩猟鳥獣	11月15日～2月15日

3. 狩猟鳥獣の捕獲禁止

ヤマドリの雄及びキジの雄	捕獲等の禁止継続（R9.9.14まで）

4. 禁止猟法等

猟具	内容
とらばさみ	内径サイズ、鋸歯の有無に関係なく使用禁止
くくりわな	締め付け防止金具の無いもの、輪の直径が12cmを超えるものは使用禁止。 ニホンジカ・イノシシの捕獲について ① 締め付け防止金具の無いものは、使用禁止。 ② ワイヤーの直径が4mm未満のものは、使用禁止。 ③ よりもどしのないものも使用禁止。 ④ 輪の直径の制限を解除（輪の直径が12cmを超えるものも使用可）。

狩猟鳥獣の種類

カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、コジュケイ、ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く。）、キジ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、ユキウサギ、タイワンリス、シマリス、ツキノワグマ、ヒグマ、アライグマ、タヌキ、キツネ、テン（ツシマテンを除く。）、イタチ（オスに限る。）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ。

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第３条及び別表第二による。）

※メスキジ、メスヤマドリは、捕獲を禁止されています。

狩猟鳥獣の種類	制限羽（頭）数
ヤマドリ、キジ	合計して2羽
エゾライチョウ	2羽
コジュケイ	5羽
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して5羽 網を使用する場合にあっては、狩猟期間ごとに200羽
ヤマシギ、タシギ	合計して5羽
キジバト	10羽

大阪府における日の出、日の入時刻

区別		時刻	
月	日	日の出	日の入
11	15	6：31	16：54
12	1	6：46	16：47
12	15	6：57	16：49
1	1	7：05	16：58
1	15	7：05	17：10
2	1	6：57	17：27
2	15	6：44	17：41
3	1	6：28	17：53
3	15	6：10	18：05

日の出、日の入の時刻は、日付によって異なるので新聞等で確認の上狩猟して下さい。

● 法令に基づくルールやマナーを守って安全な狩猟を行いましょう。

1．野生鳥獣の命に最大の礼を尽くしましょう。
2．狩猟可能鳥獣及び捕獲可能数を守りましょう。
3．猟具は、規定されたものを使用しましょう。
4．網やわなには猟具ごとに標識を付けましょう。
5．狩猟可能場所以外では狩猟できません。
6．狩猟可能期間（猟期）以外は狩猟できません。

特記事項

◎ 図中の紫破線は、長距離自然歩道のルートとなっていますので、充分注意してください。

◎ 標識の付いた鳥獣を捕獲、取得又は発見された時は、鳥獣の種類、捕獲場所、日時、状況等を記し、標識とともに大阪府まで届けてください。

◎ 電話ケーブル、送電線等に向かって発砲するなど公共施設物への損害事故がふえています。矢先には充分注意してください。

◎長距離自然歩道（--------）

- 東海自然歩道（箕面市～高槻市）
- 生駒縦走歩道（四條畷市～八尾市）
- ダイヤモンド・トレール（太子町～和泉市）
- おおさか環状自然歩道
- 近畿自然歩道（和泉市～泉南市）

凡例

	鳥獣保護区特別保護地区 Special Protection Area
	鳥獣保護区 Wildlife Protection Area
	特定猟具使用禁止区域（銃器） Certain Hunting Equipment Prohibited Area（Gun）
	国有林 National Forest

他府県の鳥獣保護区等は、参考として加えました。詳しくはその府県の地図等で確認して下さい。

なお、他府県で狩猟を行う場合は、その府県での狩猟者登録が必要であるとともに、その府県の規制に従って下さい。

狩猟事故防止の3つの心得

大阪府警察

■安全心得

○ 実包の装填の有無に関係なく、銃口は絶対に人に向けないこと。
○ 実包は、発射の直前に装填し、発射する必要がなくなったときは脱包すること。
○ 矢先の安全と獲物を確実に確認したとき以外は絶対に発射しないこと。

■紛失・盗難防止心得

○ 猟場へは、予備銃等の不要な銃や実包は持って行かないこと。
○ 猟場では、常に銃と実包を手元に置き、絶対に目を離さないこと。
○ 猟場以外では、銃をケースに収納するか、確実に覆いをすること。

■実包等の取扱い心得

○ 実包は必要な都度、必要なだけ購入すること。
○ 残火薬類は、射撃による消費、廃棄などの措置を講じ、できるだけ自宅に置かないこと。
○ 実包をやむを得ず自宅で保管する場合は、堅固な保管設備（装弾ロッカー等）に施錠して保管すること。

凡例

府県界／市郡界／区町村界／高速道路／有料道路／阪神高速道路／一般国道／主要地方道／一般方道・その他の道／ＪＲ鉄道線／鉄道線／ケーブル・ロープウェイ／府県庁／市役所／区町村役場／警察署／消防署／工場／港湾／山頂／灯台／名所・旧跡／神社／寺院／城跡／温泉／滝／ゴルフ場／キャンプ場／海水浴場／空港

1:100,000

1000m 0 1 2 3 4 5km

「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）Ｒ５JHs 250」

※経緯度線は旧測地系に依る

地図調製（株）乙媛印刷社